

II - vii 在学期間短縮

1 博士前期課程在学期間短縮申請手続き

(H17. 3. 23 研究科委員会決定)

(最終改定：H26. 7. 23)

博士前期課程の在学期間については、大学院学則 35 条第 1 項但し書きにより「優れた業績を上げた者」と研究科委員会が認めた場合は、博士前期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとするになっている。

博士前期課程における「優れた業績を上げた者」とは、本学大学院担当教員の指導のもとに完成し、博士前期課程入学後に投稿した論文が主要学術論文誌又は主要な国際会議の査読付き論文集に筆頭著者として 1 編以上掲載又は採択されている者とされている。これにより在学期間短縮資格の認定を受けようとする者は、下記(1)又は(2)の手続きに従い申請するものとする。



また、情報技術・プロジェクトマネジメント専攻においては、前段の規定によるほか、IT 業界での実務経験のある学生にかかる在学期間を 1 年半に短縮することができる。これにより在学期間短縮資格の認定を受けようとする者は、下記(3)の手続きに従い申請するものとする。

ただし、学部・博士前期課程 5 年一貫教育プログラム（プログラム A）の認定者の在学期間短縮申請手続きは別途定めるものとする（[会津大学学部・博士前期課程 5 年一貫教育プログラム実施要領](#)を参照）。

(1) 優れた業績を上げる見込みの場合

① 申請の時期及び提出書類

修了認定を受けようとする時期の学期開始前日までに「博士前期課程在学期間短縮申請書」を研究科長に提出する。

⇒ 【1-3-m16】 博士前期課程在学期間短縮申請書  |  Word

② 申請の条件

在学中に「優れた業績」に該当する成果を上げる見込みの場合、指導教員の承認を得て申請ができる。ただし、申請の時点で主要な学術論文誌等に論文を投稿していること。

③ 申請の受理

教務委員会及び研究科委員会での審議・認定後、本人に対し在学期間短縮資格に関する認定の通知をする。通知を受けたものについては「特別研究セミナー」の履修登録を認める。「特別研究セミナー」とは在学期間短縮資格が認定された場合、通年科目である「研究セミナー」の代わりに登録するもので、履修期間は 1・2 学期又は 3・4 学期である。

④ 修了判定

修士論文最終原稿提出の時期までに「優れた業績」を証する書類を研究科長へ提出する。

教務委員会での審議及び研究科委員会での審議・承認により「優れた業績」と認められた場合は、通常の修了判定の審査を行い、博士前期課程の修了要件を満たした場合は、在学期間を短縮して博士前期課程を修了できる。

⑤ 投稿中の論文採否の報告

投稿中の論文の採否結果については、指導教員を通じ速やかに研究科長に報告すること。



なお 1 年次に申請し「優れた業績」を証する書面を期日までに提出できなかった者で、更に半年後の修了を目指す場合には、あらためて在学期間短縮申請を行うものとする。

2 年次に申請し「優れた業績」を証する書面を期日までに提出できなかった者については、「特別研究セミナー」への履修登録を 2 年次に履修する「研究セミナー」へ変更登録する。

(2) 優れた業績を上げてからの申請

① 申請の時期及び提出書類

修了認定を受けようとする時期の学期開始前日までに「博士前期課程在学期間短縮申請書」を研究科長に提出する。

⇒ 【1-3-m16】 博士前期課程在学期間短縮申請書  |  Word

② 申請の条件

「優れた業績」に該当する成果を上げた場合、指導教員の承認を得て申請ができる。

③ 申請の受理

教務委員会での審議及び研究科委員会での審議・承認により「優れた業績」と認められた場合は、本人に対し申請受理及び「優れた業績」の該当認定について通知をする。通知を受けたものについては「特別研究セミナー」の履修登録を認める。

「特別研究セミナー」とは在学期間短縮資格が認定された場合、通年科目である「研究セミナー」の代わりに登録するもので、履修期間は1・2学期又は3・4学期である。

④ 修了判定

通常の修了判定の審査を行い、博士前期課程修了要件を満たした場合は、在学期間を短縮して博士前期課程を修了できる。

(3) IT業界での実務経験に基づく申請（情報技術・プロジェクトマネジメント専攻）

① 申請の時期及び提出書類

修了認定を受けようとする時期の半年前の学期開始前日（2年次の最初の学期開始前日）までに「博士前期課程在学期間短縮申請書（ITスペシャリスト）」を研究科長に提出する。

⇒ 【1-3-m16】 博士前期課程在学期間短縮申請書（ITスペシャリスト）  

② 申請の条件及び短縮される期間

情報技術・プロジェクトマネジメント専攻の学生が、IT業界での実務経験のある場合について、指導教員の承認を得て申請することができる。本条件に基づく申請の場合は、在学期間を1年半に短縮して博士前期課程を修了できる。

③ 申請の受理

教務委員会での審議及び研究科委員会での審議・承認により在学期間短縮が認められた場合は、本人に対し該当認定について通知をする。通知を受けたものについては「教育セミナー」、「研究セミナー・カンファレンス」及び「Teaセミナー・コンテスト」の履修期間の短縮、並びに「ソフトウェア開発アリーナ III」及び「ソフトウェア開発アリーナ IV」の同時履修を認める。

④ 修了判定

通常の修了判定の審査を行い、博士前期課程修了要件を満たした場合は、在学期間を短縮して博士前期課程を修了し、ITスペシャリスト修了証を受けることができる。